

平成26年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成26年11月28日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成26年11月28日（金曜日） 午後1時29分～午後2時19分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	総合防災課参事：渡辺淳次郎
財政課長：舛谷祐幸	

市民部長：山谷勝志	国保年金課長：佐藤和久
国保年金課参事：池田智	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

第1 報告第5号 専決処分報告について（平成26年度大仙市一般会計補正予算（第7号））

第2 議案第144号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第3 議案第145号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第146号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第149号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
- 第6 議案第150号 平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第151号 平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

午後1時29分 開会

○委員長（金谷道男） 委員各位及び職員の皆様には、本会議休憩中のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入る前に部長よりあいさつをいただきます。

最初に佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 委員の皆様にはお疲れのところ委員会を開催して頂きまして誠にありがとうございます。

本日、ご審議をお願いいたしますのは、総務部関連では選挙経費の補正予算に係る専決処分報告1件、それから給与等の改定に係る条例案3件、同じく給与等の改定に係る補正予算案1件の合計5件でございます。それぞれの内容につきましてはこの後、担当課長から説明がありますので、各案件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

続きまして山谷民生部長、お願いします。訂正します市民部長です。

○市民部長（山谷勝志） お疲れのところご苦勞様でございます。

今次定例会の方に上程しております関係案件につきましては、給与関係の改定に係るもののみでございまして、国保年金課長の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

【報告第5号】

○委員長（金谷道男） はじめに、報告第5号、「専決処分報告について（平成26年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 選管の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私の方から補正予算、11月専決事項につきましてご説明申し上げます。

平成26年11月21日の専決処分による補正予算について、ご説明いたします。

資料No.2-1の事業説明書をご覧ください。

本予算は11月21日に衆議院が解散したことによりまして、12月14日に投開票が行われる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費の予算であります。

予算の総額は4,873万3千円で、歳入歳出同額となっております。

主な予算措置について、事業説明書中段の項目別にご説明申し上げます。

最初に投票所経費の主なものにつきまして、それらは投票管理者・投票立会人、201人分の報酬、227万7千円と、それから投票事務従事者職員、延べ440人分の時間外勤務手当1,314万8千円となっております。

次に期日前投票所経費の主なものにつきましては、これもやはり期日前投票管理者・同投票立会人、延べ264人分の報酬、これが264万9千円、それから期日前投票事務従事職員、延べ494人分の時間外勤務手当676万2千円となっております。

開票所経費の主なものにつきましては、開票管理者・開票立会人、16人分の報酬、14万2千円と開票事務従事者180人分の時間外勤務手当183万6千円となっております。

その下の選挙公報発行経費につきましては、選挙公報を新聞折込みにより配布する手数料でございます。

続きましてその下のポスター掲示場の経費でございますが、掲示板の購入に143万円を消耗品に、それから設置撤去の経費といたしまして395万2千円を委託料に計上いたしまして、合わせて538万2千円を496箇所分の掲示場の関連経費として予算措置しております。

その下の事務費でございますが、事務費の中で大きな割合を占めてございますが、入場券の郵送料でございます。入場券の送付につきましては、国の基準では世帯単位で送

付することを前提に郵送料を積算いたしまして市町村に交付しておりますが、本市におきましては、期日前投票の利用を促進し、投票率の向上を目指しておりますが、そのために期日前投票に必要な宣誓書の様式がセットとなりました入場券を、個人単位で送付していることから、郵送料は必然的にかさみまして、国の基準を上回る390万円を郵便料に計上してございます。

最後に、裁判官氏名掲示費でございますが、各投票区に1箇所ずつ設置いたします、審査に付される裁判官の氏名掲示場の設置経費として45万6千円、投票用紙読取分類機の増設ユニットの購入経費といたしまして102万6千円を計上してございます。

なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、15款3項1目の衆議院議員総選挙費委託金が充当されてございます。

以上、申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

【議案第144号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第144号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第144号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書、資料No.1の18ページから46ページまでとなります。

本案につきましては、去る8月7日の人事院勧告の内容で国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されましたので、これに倣いまして改定するものでございます。

19ページをお開きください。まず見出しの第1条関係についてでございます。1点目が、第7条は、医師に支給しております初任給調整手当の支給月額の最高額を1,200円引き上げて36万6,700円とするものでございます。

2点目は、第11条でございますけれども、通勤手当について、交通用具を利用して5km以上通勤する職員に対する支給額を100円から7,100円引き上げるものでございます。

3点目は、第26条でございますけれども、勤勉手当について、再任用職員以外について12月期の支給割合を0.15月分引上げまして0.825月分とし、再任用職員については、0.05月分引上げまして0.375月分とするものでございます。

4点目は、別表でございます。20ページからになりますけれども、行政職給料表など条例で定めております4給料表について改定するもので、行政職給料表で平均0.3%引き上げ、その他の給料表についてもこれに準じて改定するものでございます。

次に、32ページをお開きください。見出し第2条でございます。平成27年度から給与制度の総合的見直しに係る改正でございます。1点目は、第9条の2でございますけれども、地域手当について、県内で支給している地域はございませんけれども、東京あるいは仙台など、賃金水準の高い地域へ派遣する職員に対して支給する手当でございますが、これを引上げるものでございます。この支給割合を引き上げるものでございます。

2点目は、第12条でございますけれども、単身赴任手当を引上げるものでございます。

3点目は、第20条でございますけれども、管理職員特別勤務手当について、これまでは、土日祝祭日に管理職員が災害対応のために出勤した場合に支給しておりましたが、支給範囲を広げまして、平日の午前0時から午前5時に出勤した場合にも手当を支給することができるように改正するものでございます。

4点目は、第26条でございますけれども、勤勉手当について、見出しの第1条で0.15月引き上げた勤勉手当につきまして、6月期と12月期にそれぞれに0.075月

づつ振り分け、同じように再任用職員についても0.025月分ずつに振り分けるもの
でございます。

5点目は、行政職給料表の水準を2%引き下げるもので、その他の給料表につきまし
てもこれに準じまして改定するものでございます。なお、医療職給料表（一）、これは
お医者さんの給料表でございますけれども、これについては、医師確保の観点から引き
下げはしないこととなっております。

45ページをお開きください。附則におきまして、施行期日を、見出し第1条中第2
6条の勤勉手当については、平成26年12月1日から、その他の給料表の改定や通勤
手当の改定については、平成26年4月1日から、見出し第2条の給料表の引き下げや
単身赴任手当等の改定、勤勉手当の割り振りの見直しについては、平成27年4月1日
からとするものでございます。

また、給料の引き下げについては、附則第5条におきまして現給保障の措置を5年間
行う事としてございます。

附則第6条については、地域手当及び単身赴任手当については、3年かけて条例で定
める額や率に引き上げることとしてございます。

その他、所要の改正を行っております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し
あげます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 手当等については引き上げるというふうなことで実施が、まず（聞
き取り不可能）なんですけれども、あの、給料表の切り替えなんですけど、附則の第5
条で、この点についてもう一度確認させてください。

いわゆる2%、平均2%引き下げというふうなことを事実上5年間を行わないという
ふうに捉えて良いのでしょうか。引き下げになるものについての実施は5年間やらない
というふうに捉えて良いのかどうか。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 施行日が27年4月1日で、その直前にある給料表を現
給保障するわけですけれども、27年4月1日以降に採用する方については、新しい給

料表を適用するというごさいます。基本的に現在いる職員については、現給保障するというふうな内容でごさいます。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第145号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第145号、「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第145号、大仙市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の47ページ、48ページでごさいます。

本案は、一般職の給与改定に伴い、議会の議員の12月期の期末手当の支給割合を0.

1か月分引上げ、1.675月分とするものでございます。

また、平成27年度以降については、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ振り分け、6月期は1.475月分、12月期は1.625月分とするものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第146号】

○委員長(金谷道男) 次に、議案第146号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長(伊藤義之) 議案第146号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書49ページと50ページになります。

本案も、一般職の給与改定に倣い、正・副市長、教育長及び代表監査委員の12月期の期末手当の支給割合を議会の議員と同様、0.1か月分引上げ1.675月分とするものでございます。

また、27年度以降については、6月期と12月期に0.05月分ずつ振り分け、6月期は1.475月分、12月期は、1.625月分とするものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長(金谷道男) 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はおりませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 質疑無し、と認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第149号】

○委員長(金谷道男) 次に、議案第149号、「平成26年度大仙市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに木村事務局長。

○議会事務局長(木村喜代美) 私の方から平成26年度大仙市一般会計補正予算(第8号)のうち、議会費の歳出に係わる補正内容について、説明させていただきます。

補正予算のNo.3の12月補正①の9ページ、それから主な事業の説明書3-1になりますが、こちらの方の3ページになります。ご覧頂きたいと思います。

先ほども伊藤次長の方からもありました議案第145号とも関連いたします補正予算でございます。期末手当の支給月数を現行の100分の300から、100分の310に改定しようとするものでございます。主な事業の説明書にございますとおり、することに伴い、市の特別職に準じています議員の期末手当につきましても、期末手当の支給月数を、現行の100分の300から、100分の310に改定しようとするものでございます。

主な事業の説明書にございますとおり、議長、副議長及び議員の期末手当にかかる差額、100分の10になりますが、こちらを算定いたしますと、議長が58,650円、副議長が53,590円、議員は49,680円となりますが、こちらを全議員分合計いたしますと140万3,920円となります。従いまして千円単位でございますので、140万4千円の補正をお願いするというものであります。以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長(金谷道男) はい、次に伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは議案第149号、平成26年度一般会計補正予算（第8号）のうち、総務課所管関係についてご説明いたします。

補正予算書は19ページが特別職、20ページが一般職の給与費明細書になります。

また、資料No.3-1、事業説明書は1ページから2ページになります。よろしく願います。

始めに一般職の職員人件費についてご説明申し上げます。

職員数につきましては、補正予算書20ページの方に記載してございますけれども、再任用職員も含めまして当初予算と比較しまして、2人少ない792人となっております。

給与費の主な増減理由につきましては、事業説明書中段をご覧くださいと思います。主な増減理由でございますけれども、1点目が給与改定の所要額が共済費を除きまして6,216万2千円で、そのうち主な項目が記載のとおり給料につきましては、1,168万4千円、期末勤勉手当については4,464万2千円、通勤手当については526万6千円となっております。その他地域手当や時間外手当等に跳ね返りがございません。

2点目が今年度も管理職手当20%カットしておりまして、この減額分が1,656万4千円となります。

そのほか人事異動による増額分が2,422万2千円となっており、併せて6,925万円の補正額となっております。

次に、特別職についてご説明申し上げます。補正予算書の19ページをご覧くださいと思います。

1番下の比較のところをご覧くださいと思います。期末手当の支給率を0.1か月分加算しまして、それぞれ1.675月分とし、市長、副市長においては、25万4千円、代表監査委員の人件費としましては6万7千円、それぞれ増額となりますが、共済費につきましては、負担率が変わっておりまして、4万1千円の減額となります。

なお、事業説明書2ページをご覧くださいと思いますけれども、となりますが、全会計では、5,751万8千円の増額補正となります。

これによります一般行政職における平均給料月額は、現在31万4,684円となっておりますけれども、1,260円増額となりまして、平均年齢43歳6か月で31万5,944円となります。

以上総務課関係の補正予算についてご説明いたしました。よろしくお願ひ申しあげます。

○委員長（金谷道男） 次に進藤会計管理者。

○会計管理者（進藤久） 会計管理者の進藤でございます。私の方から議案第149号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、会計課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.3の補正予算、12月補正の①の8ページをご覧ください。

先の10月15日に開催いたしました、すみません、それから歳出の方につきましては、主な事業説明書の4ページをお開きいただきます。

10月15日に開催いたしました議員説明会におきまして、市が特別徴収義務者となる所得税の源泉徴収に係る徴収漏れについて、ご報告させていただいたところでございますが、11月20日に納付漏れのあった所得税につきまして大曲税務署に正式にご報告させていただきました。不納付加算税及び延滞税が確定になりましたので、改めて内容をご報告させていただきます。またそれに係る関連する予算の補正をお願いするものでございます。

最初に、補正予算の8ページをご覧ください。歳入でございます。

20款5項3目40節「源泉所得税納付金」の補正額1,588万1千円の内訳をご説明申し上げます。これは、測量士や建築士及び土地家屋調査士等で個人事業主の方々へ支払った報酬や委託料から本来天引きすべき所得税を10名の事業主から「源泉所得税納付金」として納付していただき、雑入科目に受け入れる金額の補正をお願いするものでございます。

来月に入りましたら、関係課と一緒に、この10名の事業主の方々を順に訪問いたしまして、改めてお詫びをしながら納付書と支払調書、さらには税務署へ還付請求する手続きの仕方を持参しながら納付のお願いをしてくる予定でございます。

続きまして歳出の方をご説明申し上げます。補正予算事項別明細書の10ページ、また主な事業の説明書の4ページをご覧ください。

2款1項14目14事業、「源泉所得税追納経費」の補正額1,713万円の内訳をご説明申し上げます。事業の目的でございますように、所得税法第204条第1項第2号に該当する個人事業主への支払に係る源泉徴収について、平成22年1月以降に納付

漏れがあった所得税を12月1日に追納することとして大曲税務署に報告しております。内容でございますが、3) 自己点検結果及び追納額の欄をご覧ください。

弁護士1名、司法書士2名、土地家屋調査士1名、測量士1名、先の説明会におきまして2名という形で報告していましたが、同一人でありまして、ここは1名に数字が変わってございます。そのほかに建築士が5名、不動産鑑定士1名、そして重複する事業主がいるために合計10名の個人事業主について77件、9,760万5,751円の支払額につきまして所得税の源泉徴収漏れがありました。この支払に係る未納額は、1,588万1,142円となります。併せて不納付加算税が74万7,500円、さらに延滞税が50万4千円で合計1,712万9,042円を大曲税務署に支払う経費として補正をしていただくものでございます。

次に3番の今後の方向性でございます。これからは人的雇用に係る経費の支払に関する疑問につきまして総務課が中心となり、また業務契約等の支払に係る疑問については契約検査課が中心となって、源泉徴収事務の指導を行うこととしております。Q&Aマニュアル、あるいは早見表等を整備いたしまして、全庁で活用できるようにいたします。またこの後、12月中旬を予定してございますけれども、全庁を対象に研修会を開催し、2度とこういった源泉漏れがないように対応してまいりたいと考えております。併せて当会計課の支払審査につきましても嚴重に目を光らせてまして審査の強化に努めたいと考えております。

最後に財源の内訳でございますけれども、歳入として計上いたしましたそれぞれの事業主から納付していただく源泉所得税納付金その他の特定財源となりまして、不納付加算税と延滞税124万9千円が一般財源となります。

以上、よろしく審議いただきましてご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○委員長（金谷道男） はい、次に佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案149号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、国保年金課所管分について、ご説明いたします。

資料No.3、補正予算書の11ページをお開き願います。

3款、民生費、1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、886万9千円の減額補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、国保特別会計における、職員8名分の人件費が減になったことによるものであります。

次の12ページをお開き願います。4款衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、282万6千円の補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、後期高齢者医療特別会計における、職員3名分の人件費が増となったことによるものであります。

以上、国保年金課所管の一般会計補正予算書の説明であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 質疑でねのも、資料の、さっきの説明の中でミスだべがなど、俺わがらねがもしれねのも、あの正副市長っていう職名あるものだし。さっき俺何かおかしいなど、なんぼ見たって、1箇所だけあるんしよ。

○委員長（金谷道男） すみません、休憩します。

休憩（午後2時2分～午後2時4分）

○委員長（金谷道男） 委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません。あの源泉所得税追納経費に関連してちょっとお尋ねいたします。

今回は、こういう市業に関わった源泉徴収漏れの件ですけれども、これからもし、いろいろ報酬とか、そういったものを支給した、するようなケースで源泉徴収がいずれ必要になるようなケースというものはいったいどれぐらい出てくる問題なんですか。

○委員長（金谷道男） はい、進藤会計管理者。

○会計管理者（進藤久） 先に27年度予算の財政課所管で職員に方針の説明会を開いた訳ですが、その際に新しい事業等が発生して、そしてその中に支払いする業務の中に、源泉対象のものが、もしあるとしたら、やはりしっかり税務署等にしっかり確認しながら勉強し、取りましようよというルールを説明させていただきました。この後、12月

15日を予定しておりますけれども、様々な疑問等があるかと思えます。そういった物を終結して、しっかり取る、取らないを税務署に確認しながら、マニュアルを整備したいと考えてます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろんな事業をやる場合に、いわゆる経費として委託してやって貰った場合、その委託料から報酬とかにまわる何かこと謝礼金でも無いですけれども、そういったことなんかもいろいろこう考えると、膨大な数に膨れあがるんじゃないかというふうな、こう懸念をしている訳ですけれども、そういうふうな事務手続き、煩雑な事務手続きというなもの、これはムリムリどうしてもやらなければならない、まあ法の改正が無ければ、やめることもできないことなんでしょうけれども、その辺はちょっと、どんなふうに考えているものですか。

○委員長（金谷道男） はい、進藤会計管理者。

○会計管理者（進藤久） これまで慣例的に所得税法にありながらも取らない形で何十年と経緯して参りました。今回、全国的にそういったものについては、法にあるとおりに従って、全て支払う際に天引きする方向に向けられてございます。

今回の2号該当のみならず、例えば東京から先生をお呼びし、講演会を開くと言ったたぐいの場合でも、旅費等含めて、現金で支払う場合には、10%、10.21%天引きするというルールのようにございます。市が直接払う場合も漏れなくという言葉があるのですが、例えば地域において地域協議会等がございまして、そこでそういった講師を雇いあげた場合、市からは補助金で出て行く訳です。そしてその地域協議会で主催して講師を呼んだ場合は、その協議会が特別徴収義務者となって、そしてさらに税務署に開設届けを届出して、天引きをしたお金を税務署に払うというような流れのようでした。そういった意味では、非常に事務の負担が加わるような形になります。一番多分楽をするのは税務署のような気がいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 総務部長がいらっしゃるので、今回、こういう追納金で相当な延滞金等で国に入る税金、自治体側から発生した追納金、延滞金による、この収入ががばっと増えることになるんでしょうけど、いずれ全国的な自治体関係の所から発生しているこのような問題、慣例的にずっところ、起こってしまったことなんでしょうけど、何かこう、市長会だとか、そういうふうな中で、この源泉徴収の在り方というふうなことにつ

いて、いろいろ財務省への提言だとか、そういうふうなことをアクション起こさなくて良いのもですか、これって、非常に煩雑になるばかりの源泉徴収制度なんですけど、今回のこういう補正と関連して少しそういったあたりは、何も、税務署さ今回のことを納めてしまえばあとは、はいこれからは注意します、ちゃんと守ってやりますだけで済む問題なのかどうか、ちょっと、見解を。部長が答えられない。

○委員長（金谷道男） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 今回の事案というのはやっぱり所得税法の中に規定されているということで、やはり我々としてはコンプライアンスをしっかりとしていかなければならないので、地方税、国税であっても、その制度の中身はまずやっぱり知っておかなければならなかったというところを、私は一つあったのかなというふうに思います。ただ、それが、源泉徴収という形でいわばその個人の所得税をある程度その特別徴収義務者がまず先取りして税務署に支払うと、本人の方々は確定申告を行った時に最後に額が確定するという事なので、税の流れとしては三角関係になっているんですよね。ですからそのところで、こういったやり方が、今後とも適切なものかどうかというのは、これがその現在の法の中ではこういう枠組みで行く必要があると思いますけれども、やはりそこは皆で議論して、もっと違った形があるとすればしよ、それはそこでやっぱり方向付けなりを示して行くことも大事な事ではないのかなというふうには感じますけれども、ちょっと、今のは国税の関係なので、私としてはちょっと話すことはできませんので。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（金谷道男） 私がちょっと気になっているのは、この対象になる人がたが、もしかすると一般市民に、（聞き取り不可能） すればこの人方、納めてないのではないかという誤解をされるとすれば、それはすごい問題だと思うんだな。だから今度説明するときでもよ、この人方が納めていなかったのでは無いということをやらないと、何か、あの人方が納めていなかったのを代わりに市が納めてくれるてが、ってみたいな話しになっていけば大変だと思うんだな。やっぱり我々も含めてよ、聞かれた時にそうでは無いよ、という事を、この件でちょっと気になっております。

○会計管理者（進藤久） 一つ、会計課で考えておりますのは、今回、予算の議決をして頂いたあとに、この事実を、マスコミ等では新聞含めて、NHKでも取りあげていただきましたし、そういった意味で知らされている訳ですが、市としては、ホームページに

お詫びを兼ねて、載つける予定でございます。マスコミに発表したような中身のデータをそのまま、ホームページの方に公表する予定でございます。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第150号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第150号、「平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案150号、平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

資料No.3、補正予算書の23ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ886万9千円を減額し、補正後の予算総額を100億6,600万8千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

はじめに、歳入であります。9款繰入金、2項1目、一般会計繰入金、886万9千円の減額補正でありして、歳出、人件費の減によるものであります。

次の29ページをお願いいたします。歳出であります。1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費886万9千円の減額補正であります。内容といたしましては、職員

8名分の給料を362万円、職員手当等を310万4千円、共済費を214万5千円、それぞれ減額するものであります。

以上ご説明いたしました、よろしくお願いいたします

○委員長（金谷道男） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 職員の手当等はわずかながら上がった訳ですけれども、異動の件で、いろいろ年齢が変わったとか、そういうふうなことの内容なのか、具体的にその辺を教えてくださいたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 予算書の31ページをお開き願います。ここに職員改定分の増減と、その他の増減とありますけれども、このその他の増減と言いますのが、その人事異動等に伴っての異動でありまして、給与費に関しましては、人事異動分については、734万5千円の減額となっております。給与改定では62万1千円となっております。合計で給与費については、30ページの上の方の給与費、比較の欄ですけれども、報酬、給与、職員手当、計とありまして、計の比較のところですが、全体では672万4千円の減額ということ……。

○委員（佐藤文子） ごめんなさい。ちょっと聞き方が悪かったようで。あのね、給与じゃなく、高い人、低い人の異動があったということがこういう減額補正になったということなのですが。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 大変、申し訳ありません。そのとおりで給与の高い人と低い人の関係で、こういうふうな増減になっております。

○委員（佐藤文子） ここだけ見るとね、ちょっとわからない。良いです。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第151号】

- 委員長(金谷道男) 次に、議案第151号、「平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

- 国保年金課長(佐藤和久) それでは議案第151号、大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

資料No.3, 補正予算書の33ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ282万6千円を追加し、補正後の予算総額を8億6,840万8千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、38ページをお開き願います。

はじめに、歳入であります。3款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、282万6千円の増額補正でありまして、歳出、人件費の増によるものであります。

次の39ページをお願いいたします。

歳出であります。1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費282万6千円の補正であります。内容といたしましては、職員3名分の給料を112万3千円、職員手当を67万8千円、共済費を102万5千円、それぞれ増額するものであります。

以上ご説明いたしましたが、よろしくをお願いいたします。

- 委員長(金谷道男) 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(金谷道男) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【審査結果の報告】

○委員長（金谷道男） 以上で、本日付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉 会】

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

大変長い間、ありがとうございました。

午後 2 時 1 9 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男